

# 『湘南史友会』・会則

## 第1条（名称）

本会は、「湘南史友会」と称する。

## 第2条（事務所）

本会の事務所は会長宅に置く。

## 第3条（目的）

本会は、湘南を中心とする地域の史跡・寺社・文化財・自然などを訪ねることを通じて、この地域の歴史・文化・自然環境に関する認識を深め、地域の保全や発展に寄与するとともに、会員相互の交流親睦を図って、豊かな人生を楽しむことを目的とする任意団体である。

## 第4条（会務）

本会は、前条の目的達成のため、会務として次の行事および活動を行う。

### 1. 定例行事

原則として毎月1回 史跡等の見学や発表会を行う。

### 2. 特別行事

会員の要望により、見学会を行う事が出来る。

### 3. 共同研修

他の共通する文化研修団体と交流し、共催する事が出来る。

### 4. 講師の招聘

会の資質向上のため、外部の有識者を講師として招くことが出来る。

## 第5条（入退会）

本会の趣旨に賛同し参加を希望する者は、会員になることが出来る。また、事情により、退会する事が出来る。

2. 但し、休退会は事前に事務局に届け出る事とする。

3. 指定期日までに年会費が未納の場合、また事務局に連絡なしで一年間一度も例会に参加しなかつた場合は、退会したものと見做す。

4. 会員として、協調性に欠け、本会の活動・趣旨に反する行動あるときは、是正するよう勧告する。

## 第6条（会計）

本会は、会員からの会費、臨時会費ならびに寄付金等をもって収入とし、諸行事費用および会の維持管理に必要な経費にあてる。

2. 会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月末までとする。

## 第7条（会費）

会員は、年会費を年度の始めに、又 途中入会者は入会時に納入する。

2. 必要に応じて、臨時会費を集める事ができる。

3. 入会金・年会費・参加費は、別途細則で定める。

4. 納入された入会金・年会費は・参加費は原則として返却しない。

## 第8条（総会）

- 年1回、総会を開催し、次の事項を決める。決議は総会出席者の過半数を必要とする。
2. 年間行事に関する企画・計画に関する事
  3. 予算・決算に関する事。
  4. 役員選任に関する事。
  5. 必要に応じ、臨時総会を召集する事が出来る。

## 第9条（役員及び会友）

本会は、会員の互選により数名の役員を置く。役職は下記とする。

任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

会長：1名、幹事：数名、監査：2名

2. 会長は、役員会にて役員の互選により選出する。

会長は本会を代表し、会務を総括する。

3. 会長は、役員の中から会長代行を委嘱することが出来る。

会長代行は、会長を補佐して会務を分担総括し、会長の委任があった時はこれを代理する。

4. 会長は、会務分担のため役員の中から、事務局・会計・監査・その他を行う幹事を委嘱する。

5. 本会に特別な功労のあった役員を会友とし、会長が委嘱する。

## 第10条（役員会）

会務遂行のため役員会を毎月1回開催する。

2. 役員会は、毎月の行事及び活動について実施案を取り纏める。

取り纏めにあたり、選定された担当者は事前の調査や下見などの必要作業を行う。

3. 新しい事項は、役員会の決議により行う事が出来る。

## 第11条（会則の改廃）

会則の改廃は、総会に於いて出席者の過半数の賛成を要する。

2. 細則の改廃は、役員会の決議により行う。

平成18年1月27日	制定
平成19年4月27日	改定
平成20年4月25日	改定（第9条）
平成25年4月26日	改定（第3条・第4条・第9条）
平成26年4月25日	改定（第5条5項・第9条5項）
平成27年4月24日	改定（第4条第2項）
平成28年4月22日	改定（第5条第3項）
平成30年4月27日	改定（第10条）
令和7年4月25日	改定（第5条第3項）